内閣衆質一八五第二九号

平成二十五年十一月一日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明殿

衆議院議員山井和則君提出社会保障制度改革プログラム法案と消費税十パーセントへの増税との関係に関

する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出社会保障制度改革プログラム法案と消費税十パーセントへの増税との関係

に関する質問に対する答弁書

を講ずることによる社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化により必要な財源を確保しつつ、 する法律 税法の一部を改正する等の法律 達成することを目指す観点から、 会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正 少子化に対処するための施策に係るものについては、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に においては、 今国会に提出している持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案第二十八条 (平成二十四年法律第六十九号) 同法律案第二章の措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに (平成二十四年法律第六十八号) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費 の施行により増加する地方消費税の収入の活用並びに同章 の施行により増加する消費税の収入及び社 の措置 講ず

るものとしている。